

## 新型コロナウイルス関連貸付金免除への課税

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金の特例貸付事業により資金を借りた場合において、その貸付に係る債務免除を受けた場合は、当該免除により受ける経済的利益は課税されるか？

【所得税】



<https://ameblo.jp/matsui-jicpa/entry-12791924429.html>